



来賓挨拶

特許技監

嶋野 邦彦

ただいまご紹介頂きました特許技監の嶋野です。特許庁技術懇話会の顧問として、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日の懇親会には、ただいまご挨拶を頂きました知的財産高等裁判所の高部（たかべ）所長、松永特許庁長官を初め、多くのご来賓の方々に、ご多忙の中、お越し頂きました。誠にありがとうございます。

また本日は、本年4月に私どもの新たな仲間として職場に加わりました39名の新人も出席しています。

本日は、我が国の知的財産システムを牽引されている皆様にお集まりいただいておりますので、この機会に改めて特許庁の取り組みについて申し上げたいと思います。

我が国に特許制度や意匠制度が誕生してから130年以上が経過しました。その間、私どもは、常に変わらず取り組むべき使命、すなわちスピーディーに安定した権利を付与することに取り組んでまいりました。そ

れと同時に、それぞれの時代の要請に応じた取り組みを進めてきました。

近年、情報通信技術を基盤とした第四次産業革命が進展し、新しい技術の誕生や技術の融合により、新たなビジネスが生まれています。このようなビジネスの変革に合わせて、我が国の企業をサポートし、経済活動の一層の活性化を実現するため、知的財産システムも進化させていく必要があります。

特許については、従来からプログラムを物の発明として保護し、コンピュータ・ソフトウェアに関する審査基準を策定・公表してきましたが、これに加えてこの3年の間に、AIやIoTなどの新技術に関する審査事例集を公表し、これらの技術に関する特許保護の予見性を高めてきました。

AI等の新技術に関する発明の保護については、今後、ASEANを中心に新興国・途上国での浸透を図り、これらの国でも我が国の企業が円滑に権利を取得できるよう、制度や運用の整備を支援してまいります。併せて、欧米との間でも事例研究を進め、これを明らかにすることによって、AI等の新技術に関する国際的な権利取得の予見性を高めていきたいと考えています。

意匠については、今年、改正法が成立しました。新たにクラウド上の画像や、店舗の外観や内装のデザインの保護が可能となるとともに、関連意匠の出願時期を大幅に延長しました。この改正により、デ



デジタル技術を活用したデザインやブランド構築に資するデザインの保護が進むことが期待されます。現在、改正法に対応すべく意匠審査基準の改訂作業を進めているところです。

また、松永長官がお話のなかで触れられていたように、昨年からスタートアップの支援を進めています。スタートアップは、我が国の成熟市場の中で、新たな価値を創造する原動力となることが期待されています。審査の面でも、スタートアップのビジネス展開のスピード感に沿うよう、昨年7月からスタートアップの出願を対象にスーパー早期審査を開始しました。利用された方から「本当に1ヶ月で特許がとれた」という声も耳にしています。

このように、技術革新やそれに基づくサービス・ビジネスの変革に応じて、特許・意匠制度や審査のあり方も進化しているなかで、我々特許庁で働く職員も意識を変えていく必要があります。

昨年、特許庁ではデザイン経営に取り組んでいます。具体的には昨年8月に立ち上げました、デザイン経営プロジェクトチームの活動を通じて、徹底して顧客の視点に立ち、特許庁の行政サービスを見直す取組を始めています。

このプロジェクトには、昨年度は、庁内の各部署から60名が参加し、4つのチームに分かれて、①広報、②国内ユーザ向けのサービス、③海外ユーザ向けのサービス、④ユーザインターフェイスについ



て検討を行いました。その結果、例えば、拒絶理由通知を受け取った出願人のサポート、ユーザが知的財産を一元管理するためのウェブサイトの提供などのアイデアが生まれました。各チームの検討結果は特許庁のホームページに公表していますので、よろしければご参照下さい。

また、職員の意識改革の一環として、若手・中堅職員による「新時代の特許庁に向けた検討WG」というものを立ち上げ、職員のために何ができるか、働きやすく成長できる職場とはどのようなものかについて検討を進めてきました。この中から、業務の効率化やシステムの有効活用など、働き方改革や業務改善の取組が提案されました。これらの提案については、可能なものから順次実現をしていく予定です。



本日は、我が国の知的財産システムの中で重責を担っておられる皆様、ユーザの皆様にも多数、ご出席をいただいています。今後も皆様のご意見をうかがいながら、より良いシステムの構築に努めて参ります。

最後になりますが、本日お集まりの皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。